

〈研究ノート〉

# アメリカ・インディアン政策史 (1532年～1789年) (下)

藤田尚則

## 目次

はじめに

第一節 植民地時代 (以上、第40巻第1号)

第二節 アメリカ独立戦争と大陸会議

第三節 インディアン条約、「北西部連邦領条令」

第四節 合衆国憲法制定会議 (以上、本号)

## 第二節 アメリカ独立戦争と大陸会議

### 1 「連合規約」

1. 1774年9月5日、ジョージアを除く12植民地からの代表56人がフィラデルフィア (Philadelphia) に会同し、第1回大陸会議 (Continental Congress) が開催されるが— 1774年10月26日に解散—、その当初から中央政府は、インディアンの憤りの原因が奈辺にありやの問題及びインディアン問題の集権化のそれに取り組むことになる。翌1775年5月10日、第2回大陸会議が開催されるが— 常設の中央機構となる—、北部、西部及び南部辺境のインディアン部族がイギリスとの同盟関係に入ることを恐れた大陸会議は、部族の中立を確保するための様々な行動に出る。同年7月12日、大陸会議は、「インディアン・ネーションとの友好を確保し且つ維持することが、これら植民地にとっての目下の最大の課題である。」旨を決議し、「平和と友好を維持する為……インディアンを処理し及び目下の動揺に何等かの貢献をする為」の各々5人の委員によって指揮される北部、南部及び中部の各部局 (department) を設けることによってその管轄権を宣言したのである (北部局は、六部族連合及び北部に拠る諸部族を、南部局はチェロキー及びチェロキーの南部に拠る全部族を、そして中部局は六部族連

合とチェロキーの中間に抛っていた諸部族を担当)。従って、新たに選出された委員の責任は、イギリスの監督官のそれに類似するものであったが、これら部局が如何に重要視されたかは、中部部局の委員に1754年の「オールバニー連合案」の起草者であるベンジャミン・フランクリン (Benjamin Franklin, 1706-1790)、パトリック・ヘンリー (Patrick Henry, 1736-1799) 及びジェームズ・ウィルソン (James Wilson, 1742-98) が選出されたことから窺い知ることができよう。

2. 大陸会議が連合の政府の形態 (frame of government) を起草する仕事に携わった際、インディアン問題の分野における全国的な対等関係の原則は受け入れられたかに見え、主要な争点は各州がこの分野において何等かの権限を保持するかどうかにあった。1775年7月21日、フランクリンは、連合規約の草案を提示するが、草案の第10条は如何なる植民地も大陸会議の同意なくしてインディアンとの侵略戦争を遂行し得ない旨を定めている。第11条は、侵略に対して彼らの土地の保護のため六部族連合との攻守同盟を構想するものであり、土地の売買契約は専ら当該部族連合会議と大陸会議との間のみ締結するものとしている。他の部族に関しては、草案の関連条項は、土地の保証、交易における不正防止のため部族内に駐在する政府職員への任命及び生活用品の付与を構想し、六部族連合以外の他部族からの全ての土地購入は連合植民地の利益のために大陸会議によって行われるものとしている。

このように、フランクリン草案は、交易の規制及び土地譲渡を含むインディアン問題の管理の中央集権化を目論むものであった。1776年7月12日に開催された連合規約起草委員会において — ニュー・ジャージーは代表を見送っている — 原案の報告が行われたが、同委員会は、フランクリン草案に従い (オールバニー連合案とほぼ同じ内容と見てよいであろう)、草案第18条で「交易の規制及びインディアンとの全ての問題の管理」の権限を唯一且つ排他的に連合政府に委ねるとしている。加えて草案第14条は、①六部族連合及びその他の全ての隣人たるインディアン・ネーションとの攻守同盟を結ぶこと、②境界を正確に定め、インディアンの土地を保証すべきこと、③以後、植民地若しくは個人によるインディアンとの土地購入を禁止すること、④植民地の境界内に含まれない全ての土地の購入は、植民地の利益のためにインディアン大会議 (great Council of the Indians) との間で、参集した合衆国との契約によって又は連合会議によつ

て認められた目的のために個人による契約によって行われなければならないことを謳っている。<sup>48)</sup>

しかし、インディアン問題に対する排他的権限を連合政府に委ねるか否かをめぐって、委員の間——各植民地の間——に対立が生ずるのである。サウス・カロライナのラトレッジ (Rutledge) とリンチ (Lynch) は、インディアンとの交易は利益が多いとして連合政府に委ねることに反対の意を表した。反対にジョージアのウォールトン (Walton) とグィネット (Gwinnet) は、対インディアン防衛費は交易によって各州が商取引から得る利益を遙かに上回るとして、草案に賛成している。ヴァージニア代表は、総論としては草案に賛同したが、連合政府の権限は「いずれかの州に従属する」部族に対しては及ぶべきではないと主張した。この従属的な諸部族 (tributary tribes) についてトーマス・ジェファソン (Thomas Jefferson, 1743-1826) は、「州内に居住し且つある程度州法に服従してきたインディアンたち」と説明している。ペンシルヴェニアのジェームズ・ウィルソンはヴァージニアの提案に反対して、「我々は、植民地の真の又は偽りの境界の内であると外であることに拘らず、インディアンに対する如何なる権利も持ち合わせない。彼らインディアンたちは、植民地の境界によって区分されることを許さないであろう。」と述べ、インディアン問題の管理の集権化の必要性について、「如何なる権力も、合衆国を除いてインディアンを処理すべきではない。インディアンは、連合による著しい恩典を知っている。彼らは、その例を六部族連合に見出している……何人も、連合会議の許可なくしてインディアンと交易すべきではない。あらゆる人がインディアンとの交易を許されたならば、戦争は半永久的に続くであろう。」と主張したのである。

インディアンの土地譲渡の統制に対する州の妬みを含んだとも思える言動は、草案第14条の提案についても言い得るところである。すなわち、ヴァージニアのトーマス・ジェファソンは、植民地の境界内に入らない土地を購入するため土地譲渡の対する連邦の統制 (取締り) は制限されるべきである主張したが、これに対して、メリーランドのサミュエル・チェイス (Samuel Chase) は、領土拡大主義的である不明確な土地取得の主張が幾つかの植民地によって行われてきたとし、各州に対してその利益のためにかかる拡張主義的で部分的な要求の<sup>49)</sup> 追及を認めることは危険であって、破壊主義的であると主張したのである。

3. 原案は、戦時中であつたことも影響し、検討に長期間を要し、若干の修正を経て1777年11月15日に会議の承認を得た。そして、翌78年7月9日に8州が批准したが、残りの5州の批准を得ることができなかった。その最大の理由は、弱小な州が強力な州が主張する西部の土地に対する領有権を連合会議に移譲させようとの態度をとり、それが認められるまでは批准を行わないとの強固な姿勢に出たことである。この争いは、最終的には強力な州が譲歩することによって解決を見、終戦間近の1781年3月1日に最後の州メリーランドが批准し、「連合規約」は効力を発生した。

連合規約第1条は、まず始めに「本連合の名称は、『アメリカ合衆国』とする。」と謳い、インディアン問題に関して第5条は「……各州は、連合会議の承認なくして交戦してはならない。但し、その州が真に敵から攻撃を受け、又はあるインディアン部族がその州に侵入を決意したとの確実な報知があつて、危険が切迫し、連合会議に諮る余裕がないと判断した場合、これを例外とする。……」と規定し、そして第9条は、「連合会議は、以下の事項に関し全権 (sole and exclusive right and power) を有する。会議又は各州の当局によって鑄造される貨幣の純分比率及び価値の決定、合衆国共通の度量衡の標準決定、いずれの州にも属さないインディアンとの交易の統制及びインディアンとの全ての事項の処理。但し、各自の州内における各州の立法権は干渉若しくは侵害されることはない。……」と定めている (傍線筆者)。連合会議における妥協案としての規約第9条は、州の「構成員」(members)であるインディアンに対する州の権限を留保していると解釈される余地が残されているが、では誰をもって構成員とするかについては、何等触れていない。また同条は、「各自の州内における各州の立法権」の保障を試みてはいるが、これら立法権についての定義は為されていないのである。

ジェームズ・マディソン (James Madison, 1751 - 1836) は、『フェデラリスト』(Federalist Papers) 第42号の中で「インディアン部族との通商の統制は、連合規約において規定を不明瞭で矛盾したものにして二つの制約から非常に適切にも足枷をはめられていない。」と皮肉り、「[連邦の] 権限は、如何なる州の構成員でもないインディアンに制約され、また、各自の州内における各州の立法権を干渉若しくは侵害できないとされている。如何なる説明書を以つて州の

構成員と看做すのか、問題はいまだ未解決のままである。……州の立法権限が及ぶ域内に居住しているが州の構成員ではないインディアンとの如何なる交易を以って州の立法権を侵害することなく連邦の権限によって取締りができるというのか、理解できないところである。このことは、連合規約が無分別にも不可能を達成するために努力してきた唯一の例ではない。すなわち、合衆国における部分的主権を州における完全主権と調和させること、部分を取り去り全体を残すこと<sup>50)</sup>によって数学的公理を覆すことがそれである。」と述べている。

このように規約第9条は、インディアン問題についての連邦の権限と州の権限の範囲をめぐる論争に油を注ぐことになるが、その解決はインディアン問題に関する州の権限への言及を一掃した「合衆国憲法」の制定を待たなければならない。

## II 「独立宣言」

1. 1776年7月4日、第2回大陸会議は、「独立宣言」(the Declaration of Independence)を13連合諸州の全員一致で可決した。しかし、宣言がイギリス国王の暴政(despotism)を列挙した件の最後の第18番目に次の1文が挿入されていることにどれだけ多くの読者が気付いているであろうか。すなわち、「彼〔国王〕は、我々の間に国内の動乱を誘発し、また我が辺境の住民に対し、年齢、性別、貴賤の区別なく全面的破壊を行うことを戦闘の法則とする残酷なインディアン蛮族(merciless Indian Savages)を唆した。」と述べている。更に言うべきは、宣言は5人の起草委員の中でジェファソンが執筆したものであることは誰人も知悉していることであるが、彼ジェファソンは、執筆のひと月後の私信の中で、「インディアンが、戦争を開始したのは遺憾だ。……こんな卑劣なやつらの力を早く弱めるには、やつらの国の中心部まで戦いを押しすすめるほかない。いや、そこでやめるつもりはない。こいつらがひとりでもミシシッピ川のこちら側に残っているかぎり、決して追及の手をゆるめたりはしない。……もしイロコイ部族連合が、我々と開戦する道を選ぶならば、断固としてこう言つてやろう。お前らの家族を我が植民地から引揚げるのは勝手だが、覚えておこうがよい。決して二度ともとの居住地に帰れないばかりか、ひとりでもこの地上に残っている限り、我々は断じて最後まで追いつめて戦うであろう、と。」、声高に言い放っているのである。

2. 果せるかな、独立戦争の最中の1776年6月及び9月には、植民地民兵軍(Militia)が、ヴァージニア及びカロライナ植民地の辺境の開拓地を襲撃したチェロキー部族への報復戦を展開し、1780年には、ヴァージニアとノース・カロライナ連合軍がチェロキー・ネーションに侵攻し、更に1782年には愛国派(Patriots)軍がチェロキー・ネーションに攻撃を行い、広大な土地譲渡を含む講和条約の締結を強要している。一方、六部族連合や北西部の諸部族とはといえば、独立戦争開戦当初は中立の立場を堅持したが、英米両勢力からの強力な勧誘と軍事的圧力の前に遂に分裂し、六部族連合のオナイダとタスカローラの部族がアメリカ側に、残り4部族がイギリス側につき、連合崩壊という悲惨な結末を迎えている。1778年にイギリス・インディアン同盟軍がペンシルヴァニアのワイオミング渓谷(Wyoming Valley)地方とニュー・ヨーク植民地のチェリー渓谷(Cherry Valley)地方で開拓地を攻撃したのに対し、総司令官ジョージ・ワシントン(George Washington, 1732-99)は — ヴァージニア植民地の屈指のプランターであり、西部への土地投機に利害関係をもち、イギリス本国の土地規制に反対の立場をとっていた —、翌79年8月に報復作戦を開始し、4個師団約4,000名の軍隊を派遣してペンシルヴェニアのワイオミング渓谷からニュー・ヨーク北西部<sup>51)</sup>一帯のインディアン掃討作戦を展開せしめたのである。

このように見てくると確かに独立革命は、一面では本国の重商主義的抑圧に対抗してアメリカの独立と自由を獲得するための戦いと位置づけられるが — 勿論かかる側面の重要性を否定する考えを筆者は毛頭持ち合わせるものではない —、視点を変えれば、他面では、白人植民地人による西部の土地に対する支配権を確立するための形振り構わぬインディアンの独立と自由を侵害するところの侵略戦争でもあったと評価し得るのである。

### 第三節 インディアン条約、北西部連邦領条令

#### I インディアン条約

1. 1764年管理計画の廃棄後、イギリス本国は、再び、例えば1768年10月14日の「ハード・レイバー条約」(the Treaty of Hard Labor)や1768年11月5日の「フォート・スタンウィクス条約」(the Treaty of Fort Stanwix)に見ら

れるように、インディアンとの条約締結の直接交渉を開始していた。前者は、チェロキー部族との間に結ばれたもので、アレゲーニー山脈 (Allegheny Mountains) の西方及びオハイオ川 (Ohio River) の東方の財産権に対するチェロキーの全ての主張を放棄させるものであった。また、後者は、六部族連合との間に締結された条約で、1763年の国王宣言で確定された境界線を更に西に延長し、オハイオ川及びサスケハナ川 (Susquehanna River) 以南の土地に対する領有権をイギリスに譲り渡すとするものであった。

独立を宣言した後、大陸会議もまた自ら条約をもってインディアン・ネーションとの友好を保証し、保持することをインディアンに誓約したが、この努力の最初の成果が1778年9月17日にデラウェア・インディアン (Delaware Indians, Lenape) との間にペンシルヴァニアのフォート・ピット (Fort Pitt) で締結された「デラウェア部族との条約」(the Treaty with the Delawares)<sup>(2)</sup>—「フォート・ピット条約」(the Treaty of Fort Pitt) とも「ピッツバーグ第4条約」(the Fourth Treaty of Pittsburgh) とも呼ばれる—である。連合政府は、1775年から1783年にかけて多くの非公式の条約をインディアン・ネーションとの間に結んでいるが、フォート・ピット条約が初めて公式に文書化されたものであるとされる。

条約は全文6箇条から成るが、冒頭第1条は、「一方による又は契約当事者のいずれか一方の他方に対する全ての攻撃若しくは戦争行為は相互に禁止され、忘却の彼方に葬り去られた……」と謳い、第2条は永久の平和と友好を約束し、いずれか一方の当事者が正戦若しくは必要な戦争を行う場合、他の当事者がこれを支援する旨を規定し、第3条は、特に独立戦争に際しての当事者の戦時便宜供与について詳細に規定している。条約第4条は、平和及び友好を維持するため、いずれか一方の市民の平和及び友好違反に対して、両当事者から構成される判事又は陪審員による公平且つ不偏不党の公判が開かれるまでは、いずれの当事者も他方の市民に刑罰を科すことができないと定めている。そして第5条は、デラウェア・ネーションとの交易は合衆国によって任命された誠実で職務に忠実なそして不偏不党の政府職員によって処理される旨、規定している。

特に重要な規定が、第6条であろう。すなわち当該条項は、「合衆国の敵国は、自ら所持するあらゆる策略を用いて、インディアン総体が合衆国はインディア

ンを根絶せしめ、彼らのカントリーを占領しようと企てているという思惑を抱くよう試みているところ、合衆国はかかる偽りの入れ知恵を排除すべく、デラウェア・インディアンが友好を遵守し、その友好の鎖を速やかに手にする限り、デラウェア・ネーション及びその子孫に完全且つ最も十分なる方法を以って彼らの領有権を保証する。」と定めている。

2. 独立戦争は、1781年9月19日の「ヨークタウンの戦い」(Yorktown Campaign)をもって事実上終了したが、形式的には1783年9月3日のパリでの「講和条約」の調印をもって終了したとされる。1782年11月30日、両国の間に講和予備条項が調印されたが、そこでイギリスは、西はミシシッピ川に至るまでのインディアン占有地に対する領有権を合衆国に譲渡した。しかし、当該条項には、インディアンについては一言も言及されてはいなかったのである。アメリカ使節と交渉したイギリス使節リチャード・オズワルド (Richard Oswald) は、インディアン地方の境界線と1768年フォート・スタンウィクス条約で定められた境界線について知らされていなかったとされるが、カナダにおける六部族のインディアン監督官として赴任していたイギリス人ダニエル・クローズ (Daniel Claus) は、1783年6月14日付け書簡で「国王が、全てのインディアン・ネーションにその権利及び財産として譲渡した土地は、交渉の権限外にあると留保し、そう書き入れるのは容易いことだったはずである。そうすればあの条約に関して、我が政府の名誉は救われたであろうに。」と記している。<sup>53)</sup>

インディアン・ネーションの主権は、パリ講和条約にいたる過程の中で大方無視されたと言わざるを得ないが、それは「インディアンの土地所有権が結局のところインディアン以外のいずれかの競い合う領土請求国の旗印の下に存在しなければならないという仮説の上に立っていたからである。」とウィルコンブ・E・ワッシュバーン (Wilcomb E. Washburn) は言う。<sup>54)</sup>

3. 独立戦争終結後合衆国は、南部に居住していたインディアン部族との間に和睦を結ぶ (bury the hatchet)<sup>55)</sup> ために条約を締結していくことになるが (後述)、既に述べたようにパリ講和条約がインディアンとの土地問題に何ら言及していなかったがため、州の中には敵対する部族との和平交渉を行い、土地を獲得しようとの機運が高まり、それぞれの州がインディアン問題に関して州の権限を主張し、連合会議を乗り越し個別的にインディアンと交渉することを主張

していき動きが出てきたのである — 特に、ヴァージニア、ニュー・ヨーク、ノース・カロライナ、ジョージア、ペンシルヴェニアに顕著にあらわれている —。そこで大陸会議は、1784年3月12日、北部局及び中部局の部族との交渉に任命されていた委員に、彼らの要求を放棄させ、インディアンと白人植民地人との境界を確定する権限を付与したのである — 交渉部族にニュー・ヨークとペンシルヴェニアの六部族連合が含まれていた —。また、1784年8月3日には大陸会議休会中に活動していた州委員会 (Committee of States) が、ヴァージニアの行政官に書簡を送り、インディアン部落及びその狩猟場と白人植民地人との境界線の画定交渉は合衆国が条約を通して解決すると述べ、ヴァージニアはオハイオ川の西に位置するインディアンの土地への更なる入植を止め — オハイオ川は、アメリカ独立革命の当時、その北西部に居住するインディアン諸部族にとって白人入植者との間の自然の境界線であり、インディアンにとっては最後の抵抗線であった —、インディアンとの戦争を回避する手立てを打つよう警告を発している。更に、この年の間に連合会議は、南部局の部族との条約交渉のための審議を開始しているのである。<sup>569</sup>

4. 1784年の段階で大陸会議の指導者たちが、インディアン問題に関する合衆国と州との権限について如何に考えていたかを垣間見るため、ジェームズ・モンロー (James Monroe, 1758-1831) とジェームズ・マディソンとの往復書簡を見てみよう。11月15日、モンローは、マディソンに州の権限問題、特にニュー・ヨーク州内のインディアンは州の構成員と看做されるべきか或いは単に偶然に州内に居住する連邦権限に服すインディアンと看做されるかについて紛争が生じているとして、ニュー・ヨークは明らかに「大陸会議にニュー・ヨークの権利を侵害する意図がある。」という疑いを抱いているので、六部族との単独の条約を交渉してきた旨を書き送っている。モンローは、中央政府が権限を主張することは正当としている一方で、ニュー・ヨーク州を孤立させた場合に生ずる偶発的事件に直面することに危惧を抱いていたのである。これに対し、マディソンは、11月27日付け書簡で、連合規約第9条のインディアン問題条項の下での連邦権限についての彼の一般的見解に触れ、ニュー・ヨークは自らの境界内の土地購入についてインディアンと交渉する権利を有し、連合の支持を有するが、州の代議員が土地購入についての中央政府の条約発議権に違背し、そして

一般条約に敵対する形で行動した場合、彼らはその法的義務と礼儀を侵すことになるとする。そして、連合規約の下で州に保留された立法権限は、土地の譲渡に関しインディアンの土地を取得するための先買権 (preemptive right) に限定される、そして構成員の適用除外は部族関係を放棄し、州の法的枠組みの中に組み込まれたインディアンにのみ当て嵌まるとしたためている。先買権の主張の根拠としてマディソンは、先買権が①インディアンに関して植民地によって以前から行使された基本的権利であること、②全ての植民地のやり方と同様、その法律によって主張された権利であること、③個々の植民地にとって最も重要性を持つ事項であって、大陸会議の一般的権限と最小限度においてのみ相反すること、④州の構成員の領有権について最も警戒心を持って (vigilant) ヴァージニアの代議員によって主張されたものであることが絶えず言われてきたことを挙げている。<sup>57)</sup>

ところで、ワシントンは、イギリスと同盟した部族が領有するテリトリーは「征服された地方」(conquered provinces) と考えていたが、土地をインディアンから全て取り上げることには反対したとされる。また大陸会議は、当初、委員に対してイギリスを支援した部族がアメリカの勝利の結果として彼らの土地を喪失したことを明らかにするよう指図したが、この政策は完全には遂行されなかったとされる。<sup>58)</sup>

5. 北部(乃至北西部)部族との条約を見るに、1784年11月22日に、フォート・スタンウィクス (Fort Stanwix) で合衆国全権委員と六部族連合——モホーク、オノンドガ、セネカ、オナイダ、カユガ及びタスカローラの各部族——との間に条約(一般に、「フォート・スタンウィクス条約」と呼ばれる。)が締結されている。<sup>59)</sup> 条約は、その前文で「アメリカ合衆国は、セネカ、モホーク、オノダンカ及びカユガを降服させ (give peace to)、以下の条件で合衆国の保護下におく。」と宣言し、第2条で独立戦争に際してアメリカ側に立って戦った残りのオナイダとタスカローラの各ネーションは、「彼らが居住する土地の占有 (possession) を保証されるものとする。」と規定している。第3条では、境界線が確定され、彼らインディアンはニュー・ヨーク西部及びペンシルヴェニアのテリトリーの割譲を迫られている。そして第4条は、人道的観点から六部族に物資 (goods) が交付される旨を謳っている。この条約は、六部族連合の利益に反するのみな

らず、彼らが代弁していると自任した西方インディアンの利益にも反するものであった。また、土地保全を認められたオナイダとタスカローラも、間もなくして土地を売却し西方へ移住するよう勧誘されることになる。<sup>60)</sup>

1785年1月21日には、フォート・マッキントッシュ (Fort M'Intosh) で合衆国全権委員とワイアンドット、デラウェア、チッペワ及びオタワの各ネーションとの間に条約が締結されている。本条約は、前文で合衆国が各ネーションを降伏させた旨を謳い、第1条で白人及び黒人の捕虜が解放されるまでワイアンドットの族長1人、デラウェアの族長2人を合衆国委員に引渡す旨を約束している。第2条は、条約に言うインディアン・ネーションとその全部族は合衆国の保護下に入り、他の如何なる主権国家にも服さないと規定している。そして、第3条でワイアンドットとデラウェアの間の境界を画定し — オハイオ川を越えて更に西方に伸びている —、第4条では合衆国がワイアンドット及びデラウェア・ネーションの境界線内の全土地を居住及び狩猟のため及び現在当該場所に居住するオタワ・ネーションのそれに割当てる (allot) とし、交易所の設置を規定している。第5条は、「合衆国市民又はインディアンに属さないその他の者が、本条約でワイアンドット及びデラウェア・ネーションに割当てられた土地に居住しようと試みたる場合、前条で合衆国に保留されたる土地を除いて、その者は合衆国の保護を受ける権利を失い、並びにインディアンは自らの欲する方法でその者を処罰し得るものとする。」と規定し、第9条は、「インディアン個人若しくは複数インディアンが合衆国市民に強盗 (robbery) 又は謀殺 (murder) を犯したる場合、当該犯罪者が所属する部族は直近の交易所に当該犯罪者を引渡すことを義務づけられ、合衆国の条令 (Ordinances) に従って処罰される。」と定めている。そして、第10条は、合衆国が人道上の観点から物資が支給される旨を謳っている。

翌1786年1月31日には、オハイオの北西河岸のグレート・マイアミ (Great Miami) 河口で合衆国全権委員とショーニー・ネーションとの間に条約が締結されている。同条約第5条で降服宣言が、第1条で捕虜引渡し宣言が為され、第2条は「ショーニー・ネーションは、1784年1月14日に大英帝国とネーションとの間に締結された講和条約に基づいてネーションに割譲された全てのテリトリーに対する唯一且つ絶対的主権が合衆国にあることを承認する。」と規定して

いる。そして条約第6条は、上記1785年1月21日条約第4条と同様の規定を置き、第7条は上記1785年条約第5条と同様の規定を置いている。注目すべきは、第3条が第1文で上記1785年条約第9条と同様の規定を設け、続く第2文で「合衆国市民が、ショーニー・ネーションのインディアン若しくは彼らのタウンに居住し及びその保護下にあるその他のインディアン個人又は複数インディアンの権利侵害 (injury) を犯した場合、合衆国の法律 (laws) に従って処罰される。」と規定していることである。

北部 (乃至北西部) 部族との間に合衆国憲法が採択される以前に締結された条約は、知る限りでは上で触れた3条約のみである (1789年1月9日のフォート・ハーマー (Fort Harmer) での「ワイアンドット (Wiandots)、デラウェア (Delawares)、オタワ (Ottawas)、チップewa (Chippewas)、ポタワトミ (Pattawatimas) 及びサク (Sacs) との条約」<sup>63)</sup> で、上記1785年1月21日にフォート・マッキントッシュで締結された条約で確定された境界線及び土地譲渡が確認され、更新されると共に、彼らインディアン、その相続人並びにその子孫は、境界線の東方、南方及び西方の全ての土地の放棄と合衆国への譲渡を約束させられ、合衆国が当該土地に絶対的優先権を保有するものとされた (第2条)。

6. ここで、南部の部族との条約に目を転じてみよう。大陸会議が南部の部族について行動を開始するのは北部に比べ緩慢であったが、1785年3月15日、大陸会議で南部のインディアン・ネーションと交渉する委員を任命する決議が可決される<sup>64)</sup>。

1785年11月28日、ケウオウイ川 (Keowe River) 河畔のホープウェル (Hopewell) で、チェロキーとの間に条約が締結される<sup>65)</sup>。前文及び13ヶ条からなる条約は、その前文でチェロキーの降服を宣言し、彼らをアメリカの保護下に置くと宣言し、第1条及び第2条は捕虜の交換及びチェロキーが収奪したその他の財産の返還を約束し、第4条は狩猟場として割当てられる境界を定めている。第5条は、インディアンに狩猟場として割当てられた境界の西方地域及び南方地域に居住しようと試み、又は既に当該場所に居住し条約批准から6ヵ月以内に移転しない合衆国国民又はインディアンでないその他の者は、合衆国による保護を受ける権利を失い、インディアンが望む方法で該当者を処罰し得るとする。第6条は、インディアン個人又は複数インディアン、彼らの中に居

住する者若しくはネーションに避難している者が、合衆国市民又はその保護下にある者に強盗、謀殺若しくはその他の死刑を科し得る犯罪 (capital crime) を犯した場合、部族は犯罪者を合衆国に引渡し、犯罪者は合衆国の条令に従って刑罰を科される旨を規定し、第7条は、合衆国市民又はその保護下にある者がインディアンに対して強盗、謀殺又はその他の死刑を科し得る犯罪 (capital crime) を犯した場合、合衆国市民に犯罪を犯した者と同様の方法でチェロキーの何人かの出席の下で処罰されるとしている。

上記(3)で述べた北部(乃至北西部)部族との間の三つの条約と比較した場合、特に注目されるのが第9条、第12条及び第13条である。第9条は、「インディアンの利益及び援助の為並びに市民又はインディアンのいずれか一方の当事者への権利侵害若しくは圧力を回避する為、参集した大陸会議における合衆国は、インディアンとの交易を規制し及び適切と考える方法で全てのインディアン問題を管理する唯一且つ排他的権利 (sole and exclusive right) を有するものとする。」と規定している。そして第12条は、インディアンは合衆国の正義に全面的に信頼するところ、彼らの利益に鑑み大陸会議に代表 (deputy) を送ることができる規定していることである(尤も、大陸会議の間実現されることはなかった)。第13条は、和睦について、“The hatchet shall be forever buried” と規定している(尤も、その後、チェロキーは、1791年7月2日の条約<sup>(60)</sup>でクリンチ川 (Clinch River) 東南の2660,000エーカーの土地を僅か1,000ドルの年金支払いと引換に譲渡させられている)。

続く1786年1月3日にはホープウェルでチョクトー・ネーションとの間に<sup>(67)</sup>、同年1月10日には同じホープウェルでチカソーとの間に条約<sup>(68)</sup>が締結される。前者は前文及び11ヶ条からなり、後者もまた前文及び11ヶ条から成るが、その内容はほとんど上記チェロキーとの条約のそれと同一と言ってよいであろう(上記3条約は、1786年4月17日に大陸会議において承認さる)。

7. ところでマーシャル判事 (Marshall, J.) は、1832年の *Worcester* 事件判決<sup>(69)</sup>ここで取り上げた1785年11月の「チェロキー・ネーションとの条約」について詳細に逐条解釈を試みている。以下、マーシャル判事の説示である — マーシャルは、条約の解釈に先立ちチェロキーの族長たちが英語の読み書きができなかったと指摘している —。独立戦争の際、チェロキーはイギリス側についた

が、1785年11月28日の「ホープウェル条約」は、合衆国全権委員は、「全チェロキーを降服させ、及びアメリカ合衆国の支援並びに保護に迎え入れる。」と宣言している。チェロキーは、講和を受け入れたであろうか。更に言えば、チェロキーは、平和を乞うためにアメリカ政府の用意した席についたのであろうか。条約が締結されたのは、ニュー・ヨークではなくホープウェルであって、『降服させる』という文言は、条約にとって重要な意味を持つものではないのである。条約第1条、第2条は、捕虜の相互の返還を約定しているが、勿論、相互に平等の条件の下にである。第3条は、チェロキーが他の國家ではなくしてアメリカ合衆国の保護下に入ることを認めている。かかる約定は、インディアンとの条約一般に見出され、大英帝國との条約に採り入れられ、そして他のヨーロッパ諸國との条約にも見出され得るところである。その発端は、それら諸國と彼らとの交渉の性格に遡り、その真意はそれらの相互の置かれた状態に認められる。

ヨーロッパの主權國の一般法は、それぞれのアメリカにおける請求に関して、インディアンとの交渉をかなりの範圍に亘って領土に対する究極的權利が他の國によって承認された特定の主權者 (potentate) に限定した。このことは、平和時における物事の通常の状態であった。それは、時として変更された。重要なことは、彼らの生活用品は主にチェロキー・ネーションから得られ、彼らの通商はネーションに限定されたということにあった。インディアンの生活にとって不可欠な商品は、贈物のかたちで同じ援助の手からインディアンによって受け取られた。より重要なことは、それは政府の強力な援助の手が、インディアン・カントリーへの侵入、インディアンの土地への侵食及びしばしば報復のための殺害に伴う侵害行為から無秩序と放縱を抑制するために差し挟まれたということである。インディアン達は、この保護の下に彼らにとって有益なるもののみ — 彼らへの正当な理由のない攻撃を処罰するための約束のみ — を了解したのである。約定には、特に彼らの土地への要求、彼らの人身への支配が含まれてはいなかった。約定が、インディアンの國家としての性格を失うことなく、チェロキー・ネーションを強力な友人と隣人の保護を請求し及びその保護の利益を受取る独立した同盟國として大英帝國に結び付けた。このことが約定の真に意味するところであって、約定が締結された意義であることに疑いを差

し挟む理由は存在しない。英国政府のみならずチェロキーも、約定がそれ以上のものを意味するとは理解してはいなかった。

合衆国との間に結ばれた約定が、全く同じように理解され得ることに疑いはないのであって、合衆国はチェロキーをその恩恵と保護の下に受入れている。チェロキーは、自ら合衆国の保護下にあることを認めている。保護は、被保護者の駆除を意味しない。かかる約定のアメリカ政府による理解のされ方は、初代大統領の言葉と行動によって説明される。

第4条は、インディアンと合衆国市民との間の境界を規定している。この境界を規定する際に、「割当てられた」という用語と「狩猟する土地」という用語が使用されている。書くことが値わずそしてその多くは読むことができず、また我われの国語を批判的に判断できないインディアン達が「割当てられた」という言葉を「区画された」という言葉から区別して理解しなければならないと我われが一方的に想定することに、何等かの合理的理由は見出されるであろうか。契約の実質的目的は、二つの國家 (two nations) の間に境界線を引くことにあり、これら國家の注意力が当該目的に限定されてきたと想像するに難くない。事実、インディアン達が、合衆国に土地を割譲し、そしてその範囲を記述している時に、彼らが使用される用語が土地を譲渡する代わりに土地を受け取ったことを示唆するものと理解でき得なかったことは、よしんば想像され得るところである。「狩猟する土地」に関して言えば、狩猟は条約が締結された当時インディアンの主要な職業であり、インディアンの土地はほとんど狩猟目的に使用されていたと言ってよい。しかしながら、インディアンが保留した土地の完全な使用を制約する意図があったとは想定できない。これらの用語は、大英帝國との条約に使用されてきており、決して誤って理解されてきてはいない。これらの用語が、英国政府にインディアンの土地を取り上げる権利があること或いはインディアンの内部の政府に介入する権利があることを意味するとは想定されてはこなかった。

条約第6条及び第7条は、いずれか一方のカントリーの市民が他方のカントリーの市民に対して実行した犯罪を処罰する旨を約定しているが、両条項から推論できる唯一のことは、合衆国がチェロキーを國家と看做しているということである。条約第9条は、「インディアンの利益及び安寧の為に並びに……イン

ディアンへの侵害と圧迫を妨げる為に、合衆国は……インディアンとの通商を規制し及びインディアンが適切と考える方法で全ての彼らの問題を処理する唯一且つ排他的権利を有するものとする。」と規定しているが、ここにいう「全てのインディアン問題を処理する」(managing all their affairs)という文言を「自治の放棄」(surrender of self-government)と直訳して解釈することは、それら文言の本来の意味の曲解であり、一貫して加えられてきた解釈に違背することになる。第9条の重要な目的は、インディアンとの通商にある。全権委員は、条約を締結する動機がインディアンの利益と安寧並びに侵害と圧迫の防止にあることを表明して請求を提示したが、このことは、通商の規制と交易に関連するすべての問題に関する規制に関しては当て嵌まるが、すべての問題の処理については的を得ていない。これらの中の最も重要な事項は、彼らの土地の割譲であって、彼らへの侵入者からの安全にあったのである。

条約第2条は、チェロキー・ネーションが他の如何なる主権国の保護下でもなく、アメリカ合衆国の保護下にあることを繰り返し承認している。インディアン・ネーションは、その置かれた状況からして、必然的に彼らの欲求の充足を、そして彼らのカントリーへの不法且つ不正な侵害からの保護を外国の君主に頼らざるを得なかった。その国家は、自然に彼らの保護者を任じ、インディアンは大英帝国の保護下に入ったのである。しかし、英国の失墜とそれに伴う合衆国の建設は、自然にチェロキーの側に立てば彼らが合衆国の保護下にあるという宣言へと導いたのである。彼らは、以前に大英帝国と築いた関係を合衆国との間に想定したのであって、かかる関係は、一方の国家がより強力な国家の保護を求め、その保護を受けるといふ国家間の関係であって、国家としての性格を捨てて、臣民として主人の法に服従するという個人と個人との間の関係ではないのである。

第3条は、捕虜の解放について全く同様の約定を定めている。第4条は、合衆国とチェロキー・ネーションとの間の境界を宣言している。境界は、相互の合意の下で国家と国家との間で引かれ、相互の国家としての性格、かかる境界を確定する資格は他方によって承認されている。従って、本件条約は、明らかにチェロキーの国家としての性格及びチェロキーの自治の権利 (right of self government) を認めている。すなわち、チェロキーの土地を保障すること、保

護義務を負うこと、そして勿論彼らの保護のために合衆国が誓約することが、しばしば更新され、現在も完全なる効力を維持している。我われの政府が開府されてから、合衆国議会はインディアンとの通商及び交易を規制する立法を可決してきたが、当該立法は、チェロキーを国家として扱い、彼らの権利を尊重し、条約で約定された保護の提供を堅持している。これらの立法、中でも今日も効力を保っている1802年法は、明白に幾つかのインディアン・ネーションを、テリトリーの境界を持ち、その権限は排他的であって、そして合衆国によって承認されているだけでなく保護されている境界内の全ての土地に対する権利を有する「別個の政治的コミュニティ」と看做しているのである。(傍線、筆者)<sup>70)</sup>

## II 「北西部連邦領条令」

1. 1786年8月7日、連合会議 (Congress of Confederation) は、インディアン問題を規制するため二つのインディアン部局を設立する一般条令を制定した。北部局は、オハイオ川の北及びハドソン川 (Hudson River) の西のテリトリーを管轄し、南部局はオハイオ川の南のテリトリーを管轄し、各部局は陸軍長官に対して責任を負う長によって統括され、長はインディアンとの交易及びインディアンとの居住に許可を発する権限を付与されていた。<sup>71)</sup>

連合規約の両義性によって激化した州の抵抗は、連邦政策の遂行にとって大きな障壁となったのである。ノース・カロライナ、ジョージア及びニュー・ヨークは、中央政府とチェロキー、クリーク (Creeks) 及び六部族連合との条約締結に猛烈な抵抗を露わにし、条約は州の主権 (state sovereignty) 侵害で当たると主張したのである。ジョージア州にいたっては、中央政府の条約委員が全クリーク・ネーションを代表するものではないとして交渉を拒否したクリークの小集団と条約締結に踏み切ったのである。結果は、クリーク政府の怒りを買うことになり、条約によって州に割譲された土地に非インディアンの入植者が入り込んだために反乱へと発展したのである。1784年フォート・スタンウィック条約に反対したニュー・ヨークも、六部族連合と別個の条約交渉と土地譲渡に乗出したのである。

また、1785年のチェロキーとの条約で確定された境界線を越境し、チェロキーのテリトリーに侵入した暴徒は、「インディアン部落に入り、非道にも女子供を見つけては殺害し、陰部を最も恥ずべきやり方で晒し、果てには子供の両腕を

切断し、生きたまま殺された母親の胸にあずけた。」という監督官の報告も出さ<sup>72)</sup>れている。

2. 1787年7月13日、連合会議は、オハイオ川より北西のアメリカ領に対する統治の基本方針を定めた「オハイオ川北西の合衆国領地の統治に関する条令」(An Ordinance for the Government of the Territory of the United States, Northwest of the River Ohio)、所謂「北西部連邦領条令」(the Northwest Ordinance)を制定した。ことインディアンに関して、条令前文は、「犯罪及び権利侵害を妨げる為、採択された法律は地域(district)の全ての場所で効力を有し、及び刑事及び民事手続を執行する為、総督は、当該地域に適切な区画を設け、随時情勢に応じてインディアンの権原が消滅する地域の部分をカウンティ又はタウンシップに編入する手続を取らなければならない。但し、立法部は、後にこれを変更し得るものとする。」と謳っている。そして、本文第3条第2文は、「インディアンに対しては、常に最高の信義(utmost good faith)が守られなければならない。インディアンの土地及び財産は、彼らの同意なくして収奪されてはならない。また彼らの財産、権利及び自由は、連合会議が承認した正しい合法的な戦争の場合を除いて、侵害されてはならない。更に正義及び人道に基づく法律が随時制定され、以って彼らに害悪の及ぶことを妨げ、且つ彼らとの平和及び親善の関係を保持するよう努めなければならない。」と規定している。

3. これまで見てきたところから明らかなように、連合規約時代の最も大きな失敗は、インディアンの土地の権利をめぐる失敗であった。州は、しばしば先買権——インディアンの土地を彼らの任意の譲渡又は放棄に基づいて若しくは征服によって取得する権利——と土地に対するインディアンの権利を消滅させるために部族と条約を締結する権利を主張し、それによって中央政府のインディアンとの条約交渉を頓挫させ、時には積極的に介入していったのである。大陸会議は、この点に関して州をほとんど統制し得なかったと言わざるを得ないであろう。1783年、大陸会議は、インディアンの土地を白人入植者の蚕食から保護しようと試みたが、それは、特定の州の境界線の外の或いは州の支配権が及ばないインディアン・テリトリーの譲渡を連合会議の明白な合意がない限り禁止する旨の宣言の承認を保証するに止まったのである。従って、州内の部

族は、保証されなかったのである。

その片務条約締結が合衆国憲法制定会議招集の前夜にインディアン戦争を引き起こしたジョージアが、中央政府の救援を求めた際、大陸会議の委員会は中央政府の不満を次のように要約している。「しばしば不正な手段によって広大な土地を獲得せんと我々人民の間に垣間見られる強欲な性癖が、インディアンとの不和を惹起する主たる原因と考えられる。……インディアンは、彼らが占有する全ての土地に対して正当な主張を持ち、そして彼らから正当に購入されるものではないというのが、正義と人道によって支持された我が国の長い間に亘っての見解であったと委員会は考えるものである。……州は、連合規約第9条のインディアン問題条項を無用なものにすることなしには、インディアンと宣戦し若しくはインディアンの土地を購入する権限を有するものとは考えられ得ず、各州は、異常なる場合を除いて如何なる部族に関する問題の処理に関してもその排他的利益を有し得ない<sup>73)</sup>」。

#### 第四節 合衆国憲法制定会議

##### I 「租税を支払わないインディアン」

1. 1787年5月25日、連合規約を改正する目的で大陸会議によってフィラデルフィアに招集された合衆国憲法制定会議 (Constitutional Convention) は、インディアン問題の処理が渾沌としている状況下で開催された。5月29日にエドマンド・ランドルフ (Edmund Randolph, 1753-1813) によって提出された「ヴァージニア案」 (Virginia Plan) には、インディアン或いはインディアン問題について何ら触れられていなかった。制定会議において最初にインディアン問題に触れられたのは、6月11日、ヴァージニア案を検討していた全体委員会に、ペンシルヴェニアのジェームズ・ウィルソン (James Wilson, 1742-1789) が、代議員の人口比率による割当のための州人口のカウントに「租税を支払わないインディアン (Indians not paying taxes) を除く」とする案を提出した際にであった。「ウィルソン案」では、代表は「各州において、白人その他の自由市民 (free citizens) 並びに1年の年期奉公人を含む全ての年齢、性別及び条件の下にある住民の総数と、租税を支払わないインディアンを除き上記の人々に

該当しない一切のその他の人の5分の3とに比例して」選出されるとされていた。

ウィルソンは、大陸会議の間を通じて州における歳入のポーション・クオタス (portion quotas) のために使用された制定法上の準則である旨を説明している。

この提案は、6月13日の全体委員会においてナザニエル・ゴーラム (Nathaniel Gorham, 1738 - 1796) によって行われた概要報告に現れており、そして同日、ウィリアム・パタソン (William Patterson, 1745 - 1806) によって提出された「ニュー・ジャージー案」(New Jersey Plan) に採用されている。同案の決議3は、「州に分担金を賦課する必要がある場合には、連合規約に規定された賦課の方法によらず、連合会議は、白人その他の自由市民並びに年期奉公人を含む全ての住民の総数と租税を支払わないインディアンを除き、上記の人々に該当しない一切の人の5分の3とに比例し、賦課を為す権限を認めるべきこと。」と規定されている。

その後、「租税を支払わないインディアン」の排除規定は、代表及び課税に関して制定会議に提出された様々な案において討論乃至論争もされることなく、最終的には、合衆国憲法第1条第2節第3項、「下院議員の数及び直接税の徴収額は、連邦に加入する各州の人口に比例して各州の間に配分される。各州の人口は、自由人の総数をとり、この中には一定の期間役務に服する者を含ませ、課税されていないインディアン (Indians not taxed) を除外し、これに自由人<sup>74)</sup>以外の全ての人数の5分の3を加えたものとする。」に結実していくのである。

2. ここに「課税されていないインディアン」が排除されたことは、ロバート・クリントンに言わしむるならば、課税されていないインディアンを下院議員の数及び直接税の徴収から排除したことは、論理的には州内に居住するインディアンは州という政治的組織体の一部ではなく、そしてそれ故に割当の定式に算入されなかったことを意味する。除外が単に第二級市民 (second-class citizenship) の形態の証拠とならないという事実は、男性であろうと女性であろうと、投票資格があろうとなかろうと或いは一定期間役務に服す者でさえ全ての自由人は完全に定式に算入され、そして黒人でさえ自由人以外の全ての人数の5分の3の割合に算入されている事実によって証明されている。そのことは、

言外に州内のインディアン部族の法的な扱いを州という政治的組織体の単なる一部ではない独立した主権的人民として承認したことを意味する。<sup>75)</sup>

## II インディアン通商条項

1. では、植民地時代と大陸会議の間の懸案として残されていた中央政府によるインディアン問題の集権的処理の問題についてはどうであろうか。1767年5月29日提出のヴァージニア案、サウス・カロライナのチャールズ・ピンクニー (Charles Pinckney 1757-1824) による憲法草案は、明確にインディアン問題について言及はしていなかったのである。そして同年6月13日提出のニュー・ジャージー案も明確には触れていないが、上で見たように決議3に「租税を支払わないインディアンを除く」という文言を取り入れていた。他方、決議2は、「合衆国の連合会議は、現行の連合規約の賦課せる権限に加え、適当且つ便宜と考えられる連邦の用途に充てる為に、合衆国に輸入される外国産又は外国製の全ての物資に関税を課し、証紙類に印紙税を課し、且つ連邦郵便局の取扱う郵便物に郵税を課す法律の制定権及び……州際間並びに外国との間の貿易及び通商を規制する法律の制定権を賦課すべきこと。」と定め (傍線筆者)、連合規約の下での中央政府の権限の継続を要求し、そしてそれ故に連合規約第9条のインディアン問題条項を当該第9条の構造の不明瞭性を何ら解決することなく編入していたのである。

インディアン通商条項 (Indian Commerce Clause) の採択に向けて動いていたマディソンは、6月19日、ニュー・ジャージー案を批判し、「それ〔ニュー・ジャージー案〕は、連邦権限の侵害を妨げるであろうか。かかる侵害の傾向性は、古代及び近代の全ての他の連合国家と同様、我々自身の間で十分に例証されてきたところである。連合規約によってインディアンとの取引は、連合会議に属している。しかし、幾つかの場合において諸州は、インディアンと条約を結び、戦争を行ってきた。」と同案の弱点を指摘したのである。マディソンは、インディアン問題に対する排他的権利は既に中央政府に委ねられたことを規定事項として捉えていたのである。<sup>76)</sup>

2. マディソンは、続いて「外国との問題同様に合衆国内のインディアンとの問題を規制する」連邦政府の権限を承認する提案を付託し、提案は最終的に合衆国憲法第1条第8節第3項の「諸外国との通商及び各州間並びにインディ

アン部族との間の通商を規制すること。」(To regulate commerce with foreign nations, and among the several states, and with the Indian tribes) に編入されたのである。連合規約と比較した場合、州による連邦の権限への侵害及び連邦のインディアン政策へのその当時の州の介入を終結させようとしたマディソンの意図は、インディアンとの通商条項は連邦政府に対する広範囲にわたる権限を承認し、連邦のインディアン政策に介入する州の権限を制限することにあつたのである。<sup>77)</sup>

## 註

- 48) See Clinton, *The Dormant Indian Commerce Clause*, *supra* note 34, at 1099-100; COHEN'S HANDBOOK, 2005 ED., *supra* note 4, at 20.
- 49) See Clinton, *The Dormant Indian Commerce Clause*, *supra* note 34, at 1100-01.
- 50) COHEN'S HANDBOOK, 2005 ED., *supra* note 4, at 21, n. 103.
- 51) WASHBURN, *supra* note 25, at 149-50.
- 52) Treaty with the Delawares, Sept. 17, 1778, 7 Stat. 13.
- 53) WASHBURN, *supra* note 25, at 156.
- 54) *Id.* at 157.
- 55) "hatchet", "was forever buried" という用語が以下の条約に見出される。See Treaty with the Cherokees, Nov. 28, 1785, art. 13, 7 Stat. 18, 20; Treaty with the Choctaws, Jan. 3, 1786, art 11, 7 Stat. 21, 23; Treaty with the Chickasaws, Jan. 10, 1786, art 11, 7 Stat. 24, 25.
- 56) See Clinton, *The Dormant Indian Commerce Clause*, *supra* note 34, at 1105-12.
- 57) See *id.* at 1116-18.
- 58) See COHEN'S HANDBOOK, 2005 ED., *supra* note 4, at 22. 当時の大陸会議と各州との権限をめぐる激しい確執については、法的に興味深いものがあるが、紙幅の関係で省略する。詳しくは、See Clinton, *The Dormant Indian Commerce Clause*, *supra* note 34, at 1112-47.
- 59) Treaty with the Six Nations, Oct. 22, 1784, 7 Stat. 15.
- 60) WASHBURN, *supra* note 25, at 158.
- 61) Treaty with the Wiandots, Delawares, Chippawas, and Ottawas, Jan. 21, 1785, 7 Stat. 16.
- 62) Treaty with Shawanoes, Jan. 31, 1786, 7 Stat. 26.
- 63) Treaty with the Wiandots, Delawares, Chippawas, Ottawas, Pattawatimas, and Sacs, Jan. 9, 1789, 7 Stat. 28.
- 64) See COHEN'S HANDBOOK, 2005 ED., *supra* note 4, at 24.

- 65) Treaty with the Cherokees, Nov. 28, 1785, 7 Stat. 18.
- 66) Treaty with the Cherokee, July 2, 1791, 7 Stat. 39.
- 67) Treaty with the Choctaws, Jan. 3, 1786, 7 Stat. 21.
- 68) Treaty with the Chickasaws, Jan. 10, 1786, 7 Stat. 24.
- 69) 31 U.S. (6 Pet.) 515 (1832).
- 70) *Id.* at 551-57.
- 71) See COHEN'S HANDBOOK, 2005 ED., *supra* note 4, at 24.
- 72) See Clinton, *The Dormant Indian Commerce Clause*, *supra* note 34, at 1113-18, 1147-48.
- 73) Clinton, *Book Review*, *supra* note 30, 355-56.
- 74) See Clinton, *The Dormant Indian Commerce Clause*, *supra* note 34, at 1148-49.
- 75) *Id.* at 1149-50.
- 76) *Id.* at 1151-52.
- 77) インディアン通商条項が最終的に憲法において採択されるまでの詳細な論議について、*id.* at 1152-55.